

記載例1 退職等により、未徴収税額（令和7年5月までの分）を普通徴収（従業員自身で納付）へ切り替える場合

◎例1・・・年税額84,400円の方が令和6年9月30日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円										

年税額(ア)84,400円
 既に納入済みの額 今回納入する額
 徴収済額(イ)28,400円
 未徴収税額(ウ)56,000円＝普通徴収へ切り替える総額

異動届出書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

賦課期日（1月1日）の住所を記載してください。

賦課期日後に住所が変わった場合は記載してください。

該当番号を記載してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

（宛先）厚木市長

所在地 〒243-0018 厚木市中町○丁目○番○号

フリガナ シミンゼイショウジ

氏名又は名称 株式会社 市民税商事

特別徴収者番号 9-○○○○○

宛番号 1

担係 課 係 総務課総務係

氏名 住民 税美

担当者先 電話 046-○○○-○○○

内線(○○○)

令和 6 年 10 月 6 日提出

フリガナ シミンゼイショウジ

氏名 原田 税太郎

生年月日 昭和 63 年 10 月 28 日

個人番号 ○○○○-○○○-○○○

受給者番号 ○○○○

現在の住所 厚木市中町○丁目○番○号

異動後の住所 横浜市港区新横浜○○番○号

特別徴収税額(ア) 84,400 円

徴収済額(イ) 28,400 円

未徴収税額(ウ) 56,000 円

異動月日 6 年 1 月 1 日

異動の事由 1. 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

2. 一括徴収の場合

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 6 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等

3. 死亡による退職であるため

相続人の氏名等(氏名: 続柄: 住所:

指定番号及び宛番号とは税額通知書に記載されている番号です。必ず記載してください。

普通徴収（本人納付）の場合は、「3」と記載してください。

●普通徴収に切り替えると・・・
 普通徴収の納期は年4回（6月、8月、10月、翌年1月）です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割して納めます。記載例の場合では、従業員本人に通知するのが11月になるため、未徴収税額56,000円を翌年1月の1回で本人が納付することになります。

●異動届出書の早期提出のお願い
 毎月平日の月末（※）までに届いた異動届出書をもとに、翌月10日に変更の通知を送ります。締切日を過ぎると、通知をするのが異動があった月の翌々月となるため、早期提出に御協力ください。
 ※ 5月は23日まで、12月は26日までとなります（表紙の処理スケジュールを参照してください。）。